

# 転出される町民のみなさまへ

1. 転入届は、新住所に住み始めた日から14日以内に、次のものを持参して、新住所地（転入先）の市区町村で手続きをしてください。正当な理由がなく14日以内に手続きをしないときは、過料に処せられることがありますのでご注意ください。

※ ご都合により転出を中止した場合は、転出証明書、印かん及び本人確認書類（運転免許証など）を持参し、お早めに転出取消の手続きをしてください。

①転出証明書(再交付ができませんので大切にしてください)

②印かん

③届出人の本人確認書類(運転免許証・パスポート・保険証など)

④国民年金手帳(加入されている方)

⑤住民基本台帳カード(お持ちの方)

2. 転出に伴う手続きとして、次のようなものがあります。(詳しくは担当課までお問い合わせください)

↓手続きが済んだらチェックしてください

(裏面もご覧ください)

	藍住町での手続き	担当課	新住所地での手続き
印鑑登録をされている方	・転出の届出をもって廃止となります。「あいずみ町住民カード」(印鑑登録証)をお返しくください。	住民課 ☎ 637-3112	・必要な方は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。
住民基本台帳カードをお持ちの方	・藍住町での手続きは必要ありません。 ※電子証明書は住所変更により自動的に失効します。		・住基カードを持参してください。継続してご利用ができます。 ※手続きを忘れると失効する場合があります。
①国民年金に加入されている方 (1号被保険者) ②年金を受給されている方	・藍住町での手続きは必要ありません。		①国民年金手帳を持参して手続きをしてください。 ②受給されている方は「住所・支払期間変更届」のハガキを社会保険事務所に郵送してください。
国民健康保険に加入されている方	・保険証をお返しくください。 (転出により資格がなくなります)	健康推進課 ☎ 637-3115	・加入の手続きをしてください。
後期高齢者医療を受給されている方	・転出により資格がなくなります。後期高齢者医療被保険者証をお返しくください。 ・県外へ転出される場合は、負担区分等証明書をお受け取りください。		・特定疾病証または限度額証をお持ちの方は印鑑を持参して申請してください。 ・県外へ転出される場合は、負担区分等証明書と印かんを持参して受給資格の手続きをしてください。
介護保険(65歳以上)に加入されている方	・保険証をお返しくください。 ・要介護(支援)認定を受けている方は、受給資格証明書をお受け取りください。		・加入の手続きをしてください。 ・受給資格証明書をお持ちの方は持参して、介護認定の申請をしてください。

	藍住町での手続き	担当課	新住所地での手続き
児童手当を受けている方	・「児童手当受給事由消滅届」を提出してください。	福祉課 ☎ 637-3114	・新住所地で新たな手続きが必要です。手続きには、書類の添付が必要ですので、担当課へお問い合わせください。
児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている方	・住所変更等の手続きをしてください。		・新住所地で新たに手続きをしてください。
乳幼児等・ひとり親家庭等・重度心身障害者等医療費の助成を受けている方	・受給者証・受給者認定書をお返しください。		・制度が都道府県及び市町村で異なりますので、新住所地の市区町村担当課へお問い合わせください。
身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方	・転出の手続きをしてください。		・新住所地で住所変更の手続きをしてください。
公立小・中学校に在学されている方	・学校から在学証明書・教科書用図書給与証明書をお受け取りください。	教育委員会 ☎ 637-3128	・左記の書類を持参して、市区町村担当課で手続きをしてください。
原動機付き自転車(125cc以下)を所有されている方	・所有者の印かん・標識(ナンバープレート)を持参して手続きをしてください。「廃車証明書」をお受け取りください。	税務課 ☎ 637-3117	・「廃車証明書」と印かんを持参して、新たに手続きをしてください。
軽自動車・軽二輪車(125cc超 250cc以下)を所有されている方	・「徳島県軽自動車協会」で住所変更登録の手続きをしてください。 徳島県軽自動車協会 ☎ 641-2010 徳島市応神町応神産業団地 1-4		・管轄の軽自動車協会へお問い合わせください。
小型二輪車(250cc超)のオートバイを所有されている方	・「四国運輸局徳島運輸支局」で住所変更登録の手続きをしてください。 徳島県運輸局(登録関係ヘルプデスク) ☎ 050-5540-2074 徳島市応神町応神産業団地 1-1		・管轄の運輸局へお問い合わせください。
水道の使用中止をされる方	・水道使用異動届を提出してください。 (下水道も使用中止になります)	水道課 ☎ 637-3131	・新住所地でお問い合わせください。

## 藍住町役場住民課

〒771-1292

徳島県板野郡藍住町奥野字矢上前52番地1

☎ (088)637-3112